

2012くらしのサポーター通信

注意してください！

◎ 告発通知

「違法なわいせつDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する。告発を取り下げてほしい者は、期日までに必ず連絡するように期日を過ぎた場合は、いかなる状況でも告発する」という内容の手紙が送られてきたという相談がありました。(右文書は、国民生活センターが確認したもの)

県内で確認された文書では、差出人は、女性の人権を守る団体の顧問弁護士になっていました。

こういった不審な手紙を受け取った場合は、慌てて相手に連絡しないよう注意してください。判断に迷うようでしたら、当センターにご相談ください。

ハイライト:

□今月のテーマ

注意してください！

訪問販売の定義？

団体サポーターの活動を紹介

□交流コーナー
くらしのコラム

告発通知

貴殿が以前、購入した違法わいせつDVD・VHS・児童ポルノ等の製造、販売に関与した、16名が当団体の働きかけもあり、平成24年1月に警視庁に検発されました。この度、購入者に対しても被害者女性連の強い意向により、事件証拠(購入履歴、金銭取引履歴等)を提出し告発致します。告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署からの家宅捜索、事情聴取の出頭要請を受ける事になります。

児童買春、児童ポルノ 禁止法第7条(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
児童ポルノを所持、製造、運搬、輸入、輸出した者。

刑法175条

- わいせつな文章、わいせつ物所持、わいせつ物購入(性器が露出している物) 図画、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は2年以下の懲役、若しくは250万円以下の罰金、若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。
- 前項の物を所持し又は同項の電磁的記録を保管した者も同項と同様とする。

あなたの行為は法律に違反しています。

ただし反省し今後一切このような事をしないと約束するなら告発を取り消します。

告発を取り下げたい者は、平成24年 月 日迄に当団体に必ず、お電話にてご連絡ください。
期日を過ぎた場合や連絡がなき場合、告発致します。

児童や女性に対するこのような行為は非人道的で絶対に許されません。

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時00分

◎ 換金困難な外国通貨の取引トラブル

国民生活センターによると、国内では換金が困難な外国通貨である、イラクディナール、スーダンポンド、アフガニスタン・アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドンに加えて、新たに、コンゴ民主共和国「コンゴフラン」、シリア・アラブ共和国の「シリアポンド」、イエメン共和国の「イエメンリアル」、ウズベキスタン共和国の「ウズベキスタンスム」の通貨に関する相談が寄せられているそうです。

[事例]

◇ 高齢者等に対する劇場型勧誘

A社に「B社からコンゴフランのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。後日、A社にパンフレットが届いたと伝えると「B社からコンゴフランを買うことができるのは個人だけだ。当社の代わりにあなたが申し込んでくれないか。高額なお礼をする」と勧誘され、コンゴフランを購入した。

◇ 二次被害

「以前購入した未公開株を買い取る代わりに外国通貨を購入してほしい」と持ちかけられ、ウズベキスタンスムを購入した。

なお、両事例とも約束は守られていません。

[アドバイス]

- ① 外国通貨の購入・両替を勧める業者には十分注意すること
- ② 「以前買った未公開株を買い取る」「将来価値が高まるので、安いうちに買っておけばもうかる」等の業者の言葉を信用しない
- ③ 過去に投資トラブルの被害にあった消費者は、特に注意すること
- ④ 勧誘された時点で、当センターなどに相談してください

訪問販売の定義？

インターネットで「訪問販売」を調べると、「販売員が家庭・職場などを訪問して商品を販売すること」（三省堂：大辞林から引用）とありました。「訪問販売」は、通常、こうした意味で使われていることが多いと思います。

「訪問販売は、クーリング・オフが可能」という場合に使われる「訪問販売」は、どうでしょうか？ 「特定商取引に関する法律」で次のように定義されています(要約)。

ア 事業者が、営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所で行う商品等の販売又は役務（サービス）の提供

イ 事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所で呼び止めて営業所等に同行させた者等に対する通常の店舗等で行われる商品等の販売又は役務の提供

アの「営業所、代理店その他の主務省令で定める場所」は、特定商取引に関する法律施行規則で、①営業所、②代理店、③露店・屋台等、④一定の期間にわたり商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの、⑤自動販売機等と定義しています。

では、SF商法は、「店舗販売」「訪問販売」のどちらに該当するのでしょうか？

④の要件の「商品を陳列し」というのは、商品が陳列され、消費者が自由に商品を選択できる状態としています。SF商法は、通常、販売商品をはじめから展示・陳列し、来場者に自由に選択させる通常の展示販売とは著しく相違しているため、「店舗販売」にあらず、「訪問販売」に当たるとされています。

イでは、キャッチセールス（路上等で呼び止めた後、営業所等に同行させて商品を販売等）、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに営業所等に呼び出して商品を販売等）なども「訪問販売」に該当するとしています。

以上のように、特定商取引法は、「訪問販売」を広く捉えて定義しています。「店舗販売」だからクーリング・オフができないと諦めるのではなく、納得できない契約なら、遠慮せずに当センターに相談してください。

団体サポーターの活動を紹介

団体サポーターの徳島県消費者大学校OB会様から、団体サポーターの活動について寄稿していただきました。

徳島県消費者大学校OB会は、本年度のテーマとして、「自身を守る」を取り上げ、「学ぶサポーター」としての活動・意見交換会をNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に依頼して、7月30日に開催しました。

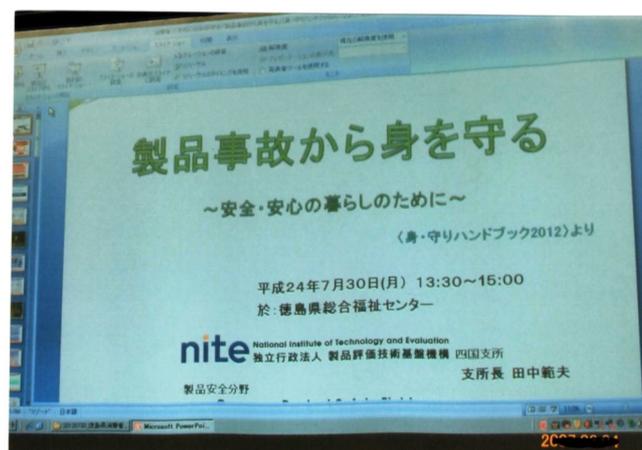
私達のまわりには、多種多様な製品が流通し、身近なところで製品に関する事故が多発している。例えば、高齢者向けのハンドル形電動車イスの普及に伴い、事故の件数も増加している。利便性の良い反面、乗り方によっては転倒することも判明。樹脂サンダルがエスカレーターに巻き込まれた事故は、エスカレーターの潤滑剤の塗布状況等が互いに影響しあって発生したもの。

屋内では、長期使用の扇風機のコンデンサーからの発煙。ボタン電池と他の電池の保管の仕方が悪く、袋の中でショートして音と煙が出て袋が焦げた。電子レンジ加熱式の湯たんぽを加熱しすぎて湯たんぽが膨らんできたので、驚いて電子レンジの扉を開け破裂、内容物が飛び散って火傷を負った。これから冬場に向け起こりそうな事例である。

具体的に起きた事故例を聞いて、改めて身近に危険が潜んでいることを知った。だれもが安心して暮らせるように、人とモノを「安全」でつなぐ。

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）の責任は大きい。もし、事故や不安があれば県消費者情報センターに、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に届けば、調査・分析・原因究明へと続き、製品が人に及ぼす危害のリスクが低減され、防止につながる。

今日の話をサポートひとり一人が持ち帰って、身近な人に伝えて行こう！



徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110
・啓発受付 088-625-8285
・事務担当 088-623-0612
・ファクシミリ 088-623-0174
Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
・ホームページ
http://www.pref.tokushima.jp/shohi/

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

◇ 機械式立体駐車場での事故に注意！

【 注意するポイント 】

- ① 機械式立体駐車場で自動車を入庫する際は、運転手以外は駐車場の外で乗降してください。
- ② 駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作してください。
- ③ 駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車場内に近づかないよう注意してください。
- ④ 駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないてください。

くらしのコラム

210日～防災の日～

9月と言えば1日が防災の日であり、心に留め置きながら、気に病むのはよくない。また、この日あたりを昔は「210日」と言って台風が多いところで、次いで「220日」も農家には気がかりだった。

本屋大賞を得た『天地明察』で扱われている渋川春海が、釣りに出かけたとき地元の漁師に「今日は210日だから釣りは止めなさい」と言われ、その通り台風になったので、暦に入れた逸話がある。

一桁で一番大きい陽の数字が重なる9月9日は重陽、あるいは菊の節句と言われる。節句の中では、身近な行事で目立ったことがなく、節句であることさえ忘れられている。

ただ、呑兵衛には、日本酒の熱燗がおいしくなる季節である。

くらしのサポーター 三原茂雄

特定商取引に関する法律の改正が8月に成立し、新たに「訪問購入」が規制されることになりました。施行は、公布後半年以内になっています。改正のポイントは次のとおりです。

- ☆ 訪問購入とは
事業者が、営業所等以外の場所で物品（原則として全ての物品）の購入を行うこと
- ☆ 業者に対する規制は
最も注目するのは、不招請勧誘の禁止（客から頼まれていない場合に、業者が訪問することを禁止）です。その他には、事業者名・勧誘目的の明示義務、再勧誘の禁止、不実告知・事実不告知の禁止、威迫・困惑させる行為の禁止などがあります。
- ☆ クーリング・オフ
クーリング・オフ期間は8日間。クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しの拒絶が可能
- ☆ 訪問購入特有の規定
通知義務（クーリング・オフ期間中に物品を第三者に引き渡した場合に売主、第三者に対して通知）、告知義務（物品の引渡しの拒絶ができること）など
- ☆ その他
契約書面等の交付義務

なお、施行前の契約には適用されないので、注意してください。

くらしのサポーター担当者より

9月6日に国民生活センターから「PIO-NETにみる2011年度の消費生活相談」が公表されました。

「アダルト情報サイト」の相談件数が、商品・役務等別で1位になったこと。「ファンド型投資商品」「公社債」の件数の増加等により、既支払額が過去最高になったこと。特に「ファンド型投資商品」の相談が対前年度比で約2.58倍と急増していることなどが特徴です。

サポーターの皆様と一緒に、少しでも消費者被害がなくなるようがんばって行きたいと思います。